

「こども性暴力防止法」施行に伴う留意点等について

茨城大学大学院人文社会科学研究所

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

本研究科人文科学専攻公認心理師コースで開講されている心理実践実習等を行うにあっても、性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者求められる取組】

- ・日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ・こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ・性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【心理実践実習等に関する留意点】

- ・実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の学校等が行います。
- ・性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習等はできないこととなります。
- ・性犯罪前科がある場合、心理実践実習等ができないことにより公認心理師の受験資格の取得ができなくなる可能性があります。
- ・性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより修了の要件を満たせず、修了ができなくなる可能性があります。

【出願（入学）にあたって】

以上の内容を十分にご理解いただいた上で、出願（入学）をご検討ください。

また、上記の留意点に関する同意書と、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出を入学前及び心理実践実習前等に求める予定です。

心理実践実習以外でも、こどもと接する活動（インターンシップやボランティア活動など）においても、性犯罪前科の有無の確認を行う可能性があります。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

● こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

制度一般に係る質問については、こども家庭庁にお問い合わせください。

本件に関する本学入学後の対応についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

茨城大学学部等支援部水戸地区事務課人文社会科学部学務グループ

〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1

電話 029-228-8106 電子メール hum-gakumu [at] ml.ibaraki.ac.jp

※メールアドレスの [at] を@に変換して送信願います。